

就農のための技術研修支援実施要領

制定	平成17年4月1日付17農振財農第 28号
改正	平成24年4月1日付23農振財農第1088号
改正	平成26年4月1日付25農振財農第1155号
改正	平成27年4月1日付26農振財農第 915号
改正	平成28年4月1日付27農振財農第1331号
改正	平成29年4月1日付28農振財農第1460号
改正	平成30年4月1日付29農振財農第1416号
改正	令和2年4月1日付31農振財農第1086号

第1 趣旨

担い手の育成・活動支援事業等実施要綱（平成17年4月1日付17農振財農第28号）に基づく経営技術の習得・向上支援事業のうち就農のための技術研修支援の実施については、この要領に定めるものとする。

第2 目的

東京都内での就農を希望する者に、就農前などに行う農業技術研修受講への支援を行うことで、東京農業の担い手の確保・育成を図ることを目的とする。

第3 内容

支援対象、支援内容については、別表に掲げるとおりとする。

第4 対象者

対象とする研修生の要件は、東京都内で実施される研修の受講者で、以下のとおりとする。ただし、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）理事長が特に認めた者については、この限りでない。

- (1) 東京都内での就農を希望する者で、財団または国の機関等が主催する研修を受講する者
- (2) 区市町村が主催する研修を受講する者で、区市町村長が推薦する者

第5 区市町村長の推薦

- 1 区市町村が主催する研修を受講する者は、別に定める就農のための技術研修支援費助成金交付要綱（平成17年4月1日付17農振財農第28号）の助成金交付申請書を、研修を主催する区市町村長へ提出するものとする。
- 2 区市町村長は、前項の申請書に推薦書（別記様式）を付して財団へ提出する。
- 3 申請書及び推薦書は、研修を開始する月の末日までに提出する。

第6 助成等

財団は、別に定めるところにより、毎年度予算の範囲内において、本年度の実施に必要な経費について助成するものとする。ただし、1年を越える研修にあつては、会計年度ごとに分けて申請するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項について別に定める。

別表

就農のための技術研修支援

区分	支援対象	支援の内容
就農のための技術研修支援	就農のための技術研修支援実施要領第4に掲げる者	<p>(1)財団または国の機関等が主催する研修 東京都内での就農を目指す者が技術の習得のために受講する研修で、6カ月以上3年以内実施するものについて、必要な費用の一部を助成する。</p> <hr/> <p>(2)区市町村が主催する研修 地域農業の担い手育成として区市町村が主催する研修で、月20日程度の研修を継続して6ヶ月以上3年以内実施するものについて、必要な費用の一部を助成する。</p>

別記様式（実施要領第5関係）

年 月 日

公益財団法人 東京都農林水産振興財団理事長 殿

区市町村長名 印

就農のための技術研修支援に係る研修生の推薦について

このことについて、研修修了後、地域で農業に就業することが期待できるので、就農のための技術研修支援実施要領第5に基づき、下記のとおり推薦します。

記

1 推薦する者の住所及び氏名

2 実施する研修の内容

研修の名称

研修の場所

研修の期間 年 月 日から 年 月 日まで